

# 研究成果展開事業

## 研究成果最適展開支援プログラム

# A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

2026 年度 公募要領

産学共同

ステージⅠ（育成フェーズ）

ステージⅡ（本格フェーズ）

※本公募は、令和 8 年度予算の成立を前提とするものであり、予算の成立状況によっては事業の実施や内容・予算を変更する場合があります。

公募期間

2026 年 2 月 25 日（水）～4 月 21 日（火） 11:59 まで



スタートアップ・技術移転推進部  
2026 年 2 月

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募にあたって</b> .....	<b>- 6 -</b>
<b>1.1 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）について</b> .....	<b>- 6 -</b>
1.1.1 目的.....	- 6 -
1.1.2 概要.....	- 7 -
1.1.3 事業実施体制.....	- 9 -
1.1.4 特徴.....	- 9 -
<b>1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ</b> .....	<b>- 11 -</b>
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について.....	- 11 -
1.2.2 ダイバーシティの推進について.....	- 12 -
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....	- 14 -
<b>第 2 章 公募・選考</b> .....	<b>- 15 -</b>
<b>2.1 A-STEP 産学共同について</b> .....	<b>- 15 -</b>
<b>2.2 公募期間・選考スケジュール</b> .....	<b>- 15 -</b>
2.2.1 公募期間.....	- 15 -
2.2.2 選考スケジュール.....	- 16 -
<b>2.3 研究開発実施期間</b> .....	<b>- 16 -</b>
<b>2.4 研究開発費（上限額）</b> .....	<b>- 16 -</b>
<b>2.5 提案期間・予算の査定</b> .....	<b>- 16 -</b>
<b>2.6 採択予定課題数</b> .....	<b>- 17 -</b>
<b>第 3 章 ステージ I（育成フェーズ）について</b> .....	<b>- 18 -</b>
<b>3.1 概要</b> .....	<b>- 18 -</b>
3.1.1 目的・狙い.....	- 18 -
3.1.2 研究開発体制.....	- 18 -
<b>3.2 応募要件</b> .....	<b>- 21 -</b>
3.2.1 課題提案の要件.....	- 21 -
3.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件.....	- 21 -
3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件.....	- 22 -
<b>3.3 応募に必要な書類</b> .....	<b>- 23 -</b>
<b>3.4 選考の観点</b> .....	<b>- 23 -</b>
<b>3.5 ステージゲート評価</b> .....	<b>- 24 -</b>
<b>第 4 章 ステージ II（本格フェーズ）について</b> .....	<b>- 26 -</b>

<b>4.1 概要</b> .....	<b>- 26 -</b>
4.1.1 目的・狙い .....	- 26 -
4.1.2 研究開発体制 .....	- 26 -
<b>4.2 応募要件</b> .....	<b>- 28 -</b>
4.2.1 課題提案の要件.....	- 28 -
4.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件 .....	- 28 -
4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件 .....	- 29 -
<b>4.3 応募に必要な書類</b> .....	<b>- 30 -</b>
<b>4.4 選考の観点</b> .....	<b>- 31 -</b>
<b>第5章 共通事項</b> .....	<b>- 33 -</b>
<b>5.1 対象分野について</b> .....	<b>- 33 -</b>
<b>5.2 応募方法</b> .....	<b>- 36 -</b>
<b>5.3 A-STEP 産学共同における重複応募の制限について</b> .....	<b>- 36 -</b>
<b>5.4 選考方法</b> .....	<b>- 37 -</b>
5.4.1 選考の流れ .....	- 37 -
5.4.2 面接選考の実施.....	- 38 -
5.4.3 選考結果の通知.....	- 38 -
5.4.4 特定課題調査 .....	- 39 -
<b>5.5 利益相反マネジメントの実施</b> .....	<b>- 39 -</b>
<b>第6章 採択後の研究開発推進等について</b> .....	<b>- 43 -</b>
<b>6.1 研究開発計画書の作成</b> .....	<b>- 43 -</b>
<b>6.2 委託研究開発契約</b> .....	<b>- 44 -</b>
<b>6.3 研究開発費</b> .....	<b>- 44 -</b>
6.3.1 研究開発費（直接経費） .....	- 44 -
6.3.2 間接経費 .....	- 46 -
6.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	- 46 -
6.3.4 マッチングファンド形式における企業等の参画に係る留意事項について（本格フェーズのみ） .....	- 46 -
<b>6.4 評価</b> .....	<b>- 47 -</b>
<b>6.5 調査</b> .....	<b>- 48 -</b>
<b>6.6 研究責任者等の責務等</b> .....	<b>- 48 -</b>
6.6.1 確認書の提出について .....	- 48 -
6.6.2 研究倫理教材の受講・修了について .....	- 49 -

6.6.3	研究開発の推進・管理	- 49 -
6.6.4	研究開発成果の取り扱い	- 49 -
<b>6.7</b>	<b>研究開発機関の責務等</b>	<b>- 50 -</b>
<b>6.8</b>	<b>その他留意事項</b>	<b>- 53 -</b>
6.8.1	出産・子育て・介護支援制度	- 53 -
6.8.2	JREC-IN Portal のご利用について	- 53 -
6.8.3	高エネルギー加速器研究機構との連携について	- 54 -
<b>第7章</b>	<b>応募に際しての注意事項</b>	<b>- 55 -</b>
7.1	生成 AI の利用について	- 55 -
7.2	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	- 55 -
7.3	不合理な重複・過度の集中に対する措置	- 57 -
7.4	研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保	- 60 -
7.5	安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	- 60 -
7.6	国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	- 63 -
7.7	繰越について	- 64 -
7.8	府省共通経費取扱区分表について	- 64 -
7.9	費目間流用について	- 65 -
7.10	年度末までの研究期間の確保について	- 65 -
7.11	間接経費について	- 65 -
7.12	研究設備・機器の共用促進について	- 66 -
7.13	博士課程学生の処遇の改善について	- 68 -
7.14	若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	- 69 -
7.15	男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究について	- 70 -
7.16	プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	- 70 -
7.17	若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	- 71 -
7.18	URA 等の研究開発マネジメント人材の確保について	- 71 -
7.19	社会との対話・協働の推進について	- 72 -
7.20	オープンサイエンスの促進について	- 73 -
7.21	論文謝辞等における体系的番号の記載について	- 76 -
7.22	ライフサイエンス分野のデータ公開について	- 77 -
7.23	動物実験基本指針における外部検証の受検について	- 77 -
7.24	ナショナルバイオリソースプロジェクトについて	- 78 -
7.25	研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	- 78 -
7.26	競争的研究費改革に関する記載事項	- 79 -
7.27	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	- 79 -
7.28	不正使用及び不正受給への対応	- 80 -

7.29	他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 ...	- 83 -
7.30	関係法令等に違反した場合の措置 .....	- 83 -
7.31	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について.....	- 83 -
7.32	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について.....	- 87 -
7.33	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて.....	- 87 -
7.34	e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	- 87 -
7.35	研究者情報の researchmap への登録について.....	- 88 -
7.36	JST からの特許出願について.....	- 89 -
7.37	特許出願非公開制度について.....	- 89 -
7.38	応募情報及び個人情報の取扱い.....	- 90 -
<b>第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について ....</b>		<b>- 91 -</b>
8.1	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について.....	- 91 -
8.2	e-Rad を利用した応募方法.....	- 91 -
8.3	その他 .....	- 92 -

# 第 1 章 研究提案公募にあたって

公募要領及び提案書様式は府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という）で受付中の公募一覧よりダウンロードできます。もしくは、A-STEP ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

## 1.1 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）について

本事業は、内閣府ウェブサイト（<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>）に掲載している競争的研究費制度一覧の事業名に該当します。

### 1.1.1 目的

（背景）

産学連携による研究開発の拡大と活性化のためには、大学等の研究成果に基づくシーズと企業ニーズとの適切なマッチングを実現する、全国域での橋渡し活動の拡大、および、適切な産学共同相手の探索が重要です。また、適切なマッチングによる産学共同研究では高い社会的インパクトが見込まれる研究開発を適切なマネジメントの下で実施することが求められています。

加えて、あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会課題に対応していくことも期待されます。

（A-STEPとは）

A-STEPは大学・公的研究機関等（以下、「大学等」という。<sup>※1</sup>）で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムです。

（A-STEPの果たす役割）

本プログラムでは、大学等が創出する社会実装志向の多様な技術シーズの掘り起こしや、先端的基础研究成果を持つ研究者の企業探索段階からの支援、産学共同による技術シーズの実用化に向けた可能性検証への支援、及び開発ニーズを持つ企業による技術シーズの実用化に向けた支援といった、適切なハンズオン支援の下で研究開発を推進することで、中核技術の構築や実用化開発等の推進を通じた企業への技術移転を行います。さらにハンズオン支援等を通じて産学連携活動のノウハウを提供し、産学連携に取り組む研究者の裾野拡大を図ります。また、本プログラム

に参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することによる若手研究者の育成を目指します。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

### 1.1.2 概要

A-STEPでは、大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援します。研究開発の状況に応じて、リスクの解消に適した複数のメニューを設けています。

表 1. 支援メニュー概要

支援メニュー	産学共同		実装支援 (返済型)
	ステージⅠ（育成フェーズ）	ステージⅡ（本格フェーズ）	
目的・狙い	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、大学等と企業等との共同研究により、実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することを目指す。	大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指す、スタートアップ等による実用化開発を、開発費の貸付により支援する。
課題提案者	大学等の研究者	大学等の研究者と企業等	スタートアップ等
対象分野	特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外。		
研究開発期間	最長 2.5 年	最長 4.5 年 ステージゲート評価から移行した場合は最長 4 年	最長 3 年間
研究開発費 (間接経費を含む)	上限 1,500 万円（年額）※1	上限 2,500 万円（年額）※1	上限 5 億円（総額）
資金の種類	グラント	マッチングファンド	返済型 事後評価がS,A,B評価の場合：開発費 全額を返済 事後評価がC評価の場合：開発費の 10 %を返済
その他	ステージⅠ（育成フェーズ）からステージⅡ（本格フェーズ）へ移行のための事前評価（ステージゲート評価）を受けることが可能（絞り込みあり）		

※1 初年度は研究期間を踏まえて上限額設定

A-STEP では、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて各支援メニューに応じた企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるものとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。

### 1.1.3 事業実施体制

A-STEP では、JST が競争的研究費制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。PD、PO は、外部有識者等で構成され、研究開発運営・支援体制の核となり、本プログラムの適切な運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

### 1.1.4 特徴

#### （１）幅広い研究開発が支援対象

A-STEP では、研究開発の目的・状況に合った支援メニューを選択して応募することができます。また、複数の支援メニューを継続して利用する<sup>※</sup>ことにより、長期の研究開発を実施することが可能です。

※ステージⅠ（育成フェーズ）からステージⅡ（本格フェーズ）への移行にはステージゲート評価を設けています。絞り込みを経て移行可と評価された場合には切れ目なく研究実施することが可能です。他の支援メニューを継続して利用する場合は、公募時に新規提案としてご応募いただくこととなります。

また、A-STEP では、社会課題解決等に向けて、イノベーションの創出が期待できる、幅広い分野の研究開発提案を支援対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEPでは募集の対象外となります。

「医療分野<sup>※1</sup>」とは、人を対象とした疾病や外傷、身体に負った障がいを特定した診断、治療もしくは予防のために用いられ、または人の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすために用いられる、医薬品・医療機器・再生医療等製品のいずれかに該当するものを指します。

※1 本定義はA-STEPに限定するものとします。

## （２）研究開発計画の最適化

A-STEP では、提案された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発の状況に対する研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化を必要に応じて行います。

また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、PO が研究開発課題全体のマネジメントを行い、適宜アドバイスを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、適切な専門家（アドバイザー）を配置して課題推進の強化を図ります。

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### JSTは持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。



## 1.2.2 ダイバーシティの推進について

### **JSTはダイバーシティを推進しています！**

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通してSDGs等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進監

ダイバーシティ推進室長

### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

#### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

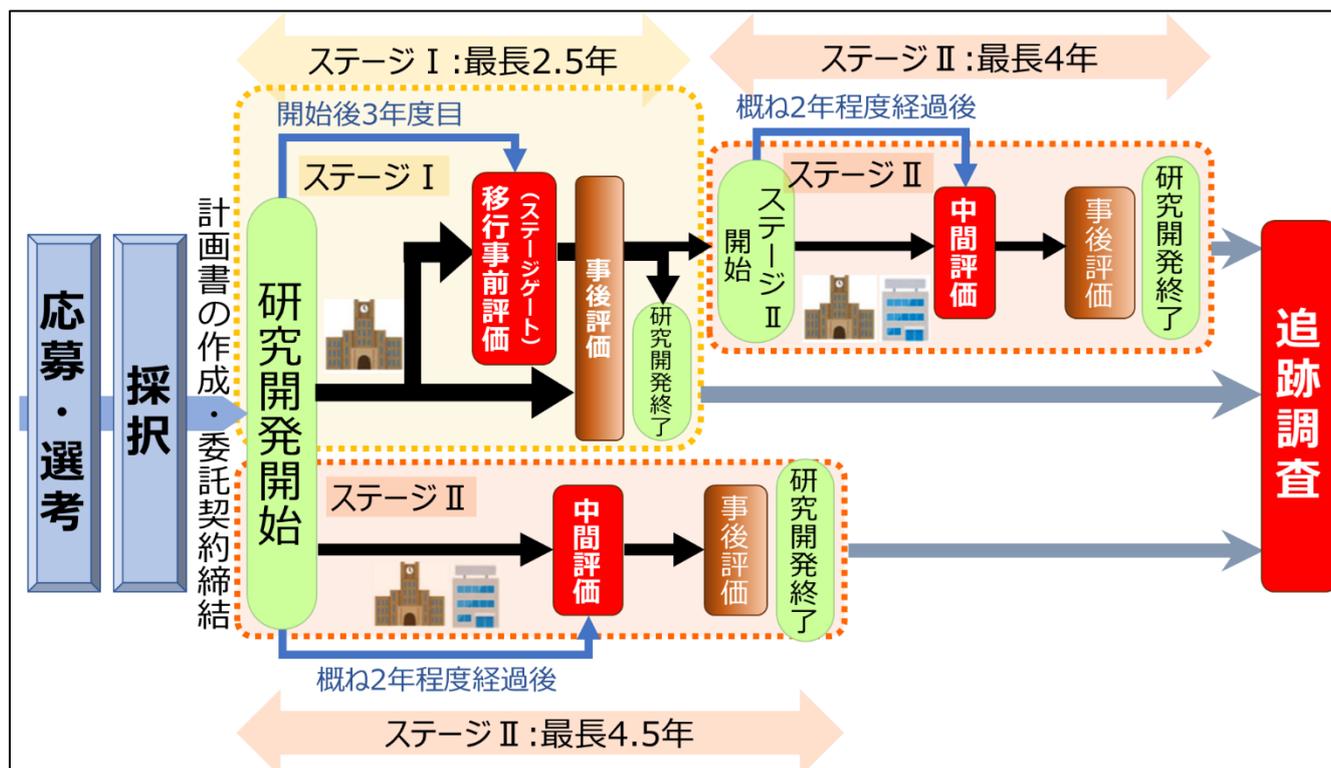
私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構 理事長

## 第2章 公募・選考

### 2.1 A-STEP産学共同について

A-STEP 産学共同はステージⅠ（育成フェーズ）とステージⅡ（本格フェーズ）の2つのメニューで構成されます。各メニューの詳細は「[第3章 ステージⅠ（育成フェーズ）について](#)」、「[第4章 ステージⅡ（本格フェーズ）について](#)」を参照してください。



産学共同の研究開発推進の流れ

### 2.2 公募期間・選考スケジュール

#### 2.2.1 公募期間

産学共同の課題提案の募集期間は以下の通りです。

募集期間	
開始	締切
2026年2月25日（水）	2026年4月21日（火）11:59 まで

課題提案に関して重複応募の制限があります。詳しくは「[5.3 A-STEP産学共同における重複応募の制限について](#)」を参照してください。

## 2.2.2 選考スケジュール

A-STEP産学共同の募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下のとおりです。

書類選考	2026年5月中旬～6月上旬
面接選考	2026年7月上旬～7月下旬
課題選定	2026年8月～9月
研究開発開始	2026年10月1日（予定）

公募説明会は、オンライン開催を予定しています。詳細は、A-STEP ウェブサイトの募集ページ（下記URLを参照ください）に掲載します。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

## 2.3 研究開発実施期間

メニュー		研究開発実施期間
A-STEP 産学共同	ステージⅠ （育成フェーズ）	2026年10月から2029年3月までの2年6ヶ月以内 （3年次の年度末まで実施可能）
	ステージⅡ （本格フェーズ）	2026年10月から2031年3月までの4年6ヶ月以内 （5年次の年度末まで実施可能）

## 2.4 研究開発費（上限額）

メニュー		研究開発費
A-STEP 産学共同	ステージⅠ （育成フェーズ）	上限 1,500 万円／年 （間接経費含む、税込） 初年度は上限 750 万円
	ステージⅡ （本格フェーズ）	上限 2,500 万円／年 （間接経費含む、税込） 初年度は上限 1,250 万円

## 2.5 提案期間・予算の査定

提案された実施期間、研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。提案された期間・規模の資金を投じるにはリスクが大きいと判断された場合には、期間や資金を縮小して採択する場合があります。

## 2.6 採択予定課題数

メニュー		採択予定課題数
A-STEP	ステージⅠ（育成フェーズ）	～60 課題程度
産学共同	ステージⅡ（本格フェーズ）	～15 課題程度

※採択予定課題数は課題提案の状況や予算により変動します。

※募集分野については「[5.1 対象分野について](#)」を参照してください。

## 第3章 ステージⅠ（育成フェーズ）について

### 3.1 概要

#### 3.1.1 目的・狙い

ステージⅠ（育成フェーズ）（以下、「育成フェーズ」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）を企業等との共同研究に繋げるまで磨き上げ、「学」と「産」のマッチングを行い、共同研究体制を構築することが目的です。

具体的には、社会課題解決等に向けた研究成果の社会実装のアイデアに関して、研究を推進するとともに、企業訪問等を通じたニーズの詳細把握や、知的財産を形成<sup>※</sup>することで、企業等との共同研究に繋がる成果を得ることを目指します。

育成フェーズによる支援終了時にはステージⅡ（本格フェーズ）において実施が可能な産学共同の研究体制を構築していることを期待します。また、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行を希望する研究開発課題を対象に、移行可否を決定するステージゲート評価を実施し、研究開発課題の絞り込みを行います。切れ目なく産学共同で研究開発を継続し、技術移転を進めることで、将来の科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出に繋がることを期待します。

また、多様な研究成果の実用化や継続的な研究開発に向け、若手研究者の産学連携への参加促進も目的としています。若手研究者からの積極的な応募も期待しています。

※ 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2025」（知的財産戦略本部 2025年6月3日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2025/pdf/suishinkeikaku.pdf>

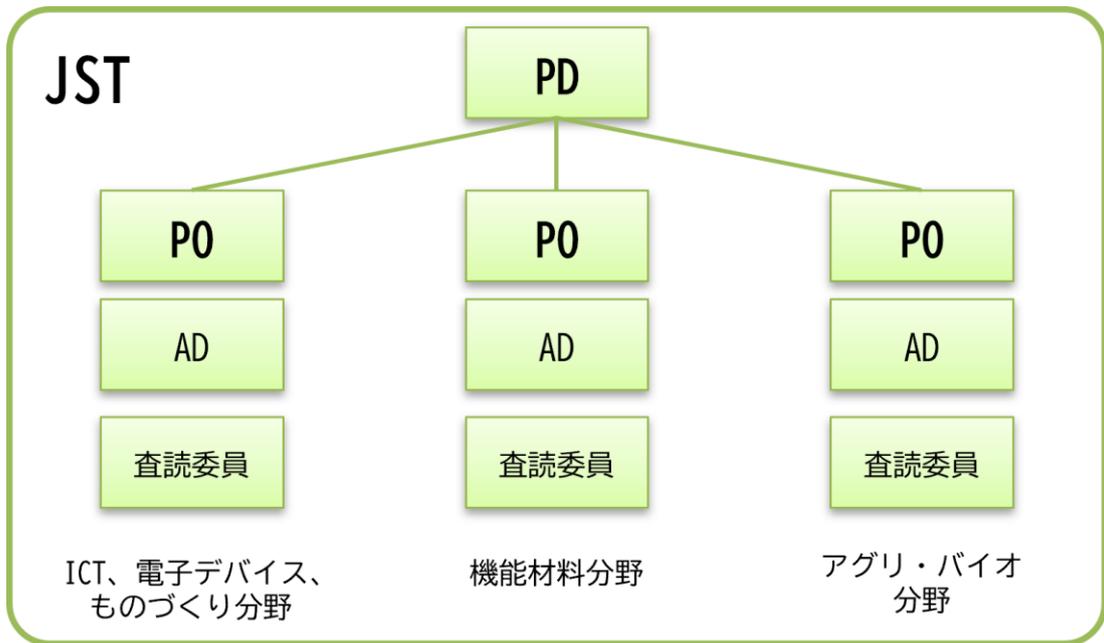
#### 3.1.2 研究開発体制

単独もしくは複数の大学等<sup>※1</sup>のみからなる研究開発チームで実施していただきます。育成フェーズでは、研究開発チーム全体の代表者を「研究責任者」と呼びます。また、研究責任者の所属機関において支援人材<sup>※2</sup>によるサポートがある場合、研究開発チームの参加者として加えることも可能です。JSTは大学等の研究者が所属する機関に委託研究開発費として研究開発費を支出し、推進アドバイザー<sup>※3</sup>等により、研究開発の推進や産学共同研究体制の構築等について支援を行います。

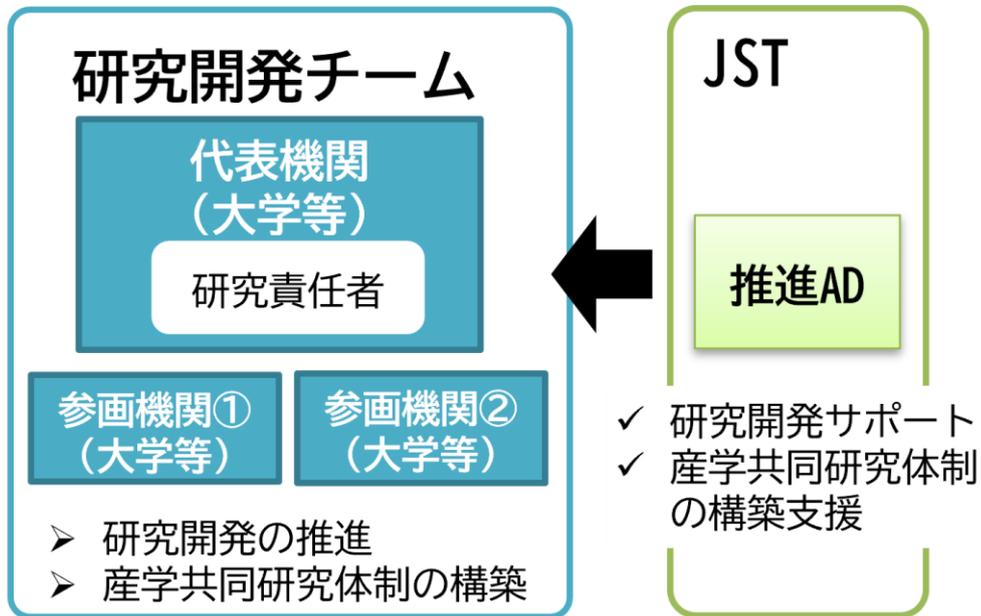
※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

- ※2 支援人材とは、大学等において継続的に技術移転を支援する役割を担う人材のことです。例えばコーディネータ、リサーチ・アドミニストレータ等が該当します。
- ※3 推進アドバイザーとは、研究開発課題毎に、産学共同体制の構築に対する助言等のサポートを行うJST 職員または外部有識者であり、POにより選任されます。研究開発課題実施に対して研究責任者と常にコミュニケーションを取れる体制とし、研究責任者と共に出口目標の達成を目指します。

# ステージ I（育成フェーズ）の事業推進体制と研究開発体制



- ✓ 各種報告
- ✓ 課題の募集・採択
- ✓ 研究開発の委託
- ✓ 評価の実施
- ✓ 追跡調査の実施



## 3.2 応募要件

応募要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

※研究責任者が応募可能な課題提案の数については「5.3 A-STEP産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

### 3.2.1 課題提案の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 応募時点で、大学等<sup>※1</sup>における独創性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）<sup>※2</sup>が存在すること。
- ② 社会課題解決等に向けて目指す、技術シーズの社会実装のアイデアが示されていること。  
※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。  
※2 技術シーズとは、社会課題解決等に必要となる基礎研究成果を指します。具体的には、①論文、②特許等の知的財産権、③競争的資金等による成果、等になります。

### 3.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 研究責任者は、提案内容の元となる技術シーズの創出にかかわった者であること。（技術シーズに関する論文の著者や、技術シーズ創出時に受けていた資金制度の参加者など。また、技術シーズが特許の場合はその発明者であること。）
- ② 研究責任者は、研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- ③ 研究責任者は、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供するプログラムを応募締切までに修了していること。（プログラムについては「7.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください）

④ 研究責任者は、応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2021年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
- ・課題提案が採択された場合、研究参加者（研究責任者、主たる研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・本課題提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※e-Radの応募情報入力画面で、上記の誓約内容について確認をしていただきます。

### 3.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 単独あるいは複数の大学等のみからなる研究開発チームであること。応募時に大学等以外の機関の参加は認められません。
- ② 研究責任者の課題提案を実現する上で最適な体制であること。

※①について、実施期間中に企業探索の過程で企業等とのネットワーキングにより、企業等と協力体制を構築していくことを推奨します。

※参画する研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「[6.7 研究開発機関の責務等](#)」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承認を確実に得てください。

※提案にあたっては、原則、海外の研究機関に所属する研究者に JST からの研究費の提供はできません。すなわち、海外の研究機関に所属する研究者を主たる研究分担者にすることは原則できません。

### 3.3 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の3種類です。

①	産学共同 ステージ I (育成フェーズ) 課題提案書 <b>【必須】</b>
②	技術シーズの詳細が分かる資料 (特許資料を除く 3 点以内) ※ 1
③	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果 ※ 2

※ 1 論文や、技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書等。

なお、ファイル名等の表記は提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。本資料を課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。

技術シーズが特許の場合は、特許資料の添付はせず、課題提案書の「技術シーズの詳細が分かる資料リスト」に特許番号 (または公開番号、出願番号) 等を記載してください。

※ 2 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトの URL でも結構です。

※ 上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題提案を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式は e-Rad で受付中の公募一覧よりダウンロードできます。もしくは、A-STEP ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

### 3.4 選考の観点

育成フェーズでは、以下の観点で選考を行います。

選考の観点 (育成フェーズ)	
a. 目的・趣旨 A-STEP産学共同 育成フェーズの趣旨に合致し、イノベーションインパクト、社会的インパクトが期待できるこ	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決すべき社会課題等が具体的に示されているか。</li> <li>研究成果の社会実装のアイデア、方向性が具体的に検討されているか。</li> <li>研究成果の社会実装が実現した場合に、イノベーションインパクト、社会的インパクト (社会革新性、公益性など)</li> </ul>

と。	<p>が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の社会実装の姿に社会革新性、公共性が期待できるか。</li> <li>学術的な波及効果が期待できるか。</li> </ul>
<p>b. 独創性・優位性</p> <p>国内外の動向等を踏まえ、技術シーズが独創性・優位性を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術シーズに独創性、新規性が認められるか。</li> <li>技術シーズに発展性が認められるか。</li> <li>従来技術、競合技術に対して優位性が認められるか。</li> </ul>
<p>c. 目標・計画</p> <p>実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であり、産学連携構築が期待できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージ I 終了時の目標が具体的に設定されているか。その目標を達成することにより、産学共同の研究開発体制構築への発展が期待できるか。</li> <li>終了時の目標の達成に向けて、チェックポイントの設定は妥当であるか。また、研究開発項目ごとの到達点は具体的であるか。</li> <li>目標の達成に向けて、問題点の抽出及びその解決策、実施内容が適切に検討された研究計画となっているか。</li> <li>研究開発機関、研究者による産学共同研究の体制構築に向けた活動が検討されているか。</li> <li>予算計画は実施内容に対して適切に検討されているか。</li> </ul>
<p>d. 実施体制</p> <p>提案内容の遂行に最適な実施体制を構築していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発を行う上で、研究開発人員は十分か、またエフォートは適切か。</li> <li>研究開発を推進するために、実効的な役割分担となっているか。</li> </ul>
<p>e. 遂行能力</p> <p>提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究責任者及び開発チームの活動実績、責任能力は十分であるか。(ただし、育成フェーズであることから若手研究者の場合は将来性も考慮する)</li> </ul>

### 3.5 ステージゲート評価

育成フェーズでステージ II（本格フェーズ）への移行を希望する研究開発課題は、移行のための事前評価（ステージゲート評価）を受けることが可能で、ステージゲート評価は研究開発終了前の

適切な時期に実施します。

ステージゲート評価では、ステージⅡ（本格フェーズ）の評価と同様に企業等との技術移転計画もあわせて評価します。ステージゲート評価にあたっては、ステージⅡ（本格フェーズ）の「4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件」の要件を満たしていることが前提となります。また、ステージゲート評価は、研究開発開始から3年度目に実施し、同じ採択年度の研究開発課題の中からステージⅡ（本格フェーズ）に移行する課題を選定します。3年度目に研究開発が継続していない研究開発課題は、原則、ステージゲート評価を受けることができません。

ステージゲート評価により育成フェーズからステージⅡ（本格フェーズ）への移行が決定した研究開発課題は、切れ目なく産学共同で研究開発を継続し、実用化に向けて技術移転を加速していただきます。また、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行の他に、シーズ技術としての実現可能性を検証することを目的として、最長1年間のフィージビリティスタディを実施する場合があります。

なお、ステージゲート評価では研究開発課題の絞り込みを行い、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行、またはフィージビリティスタディが決定した課題のみ公表します。

## 第4章 ステージⅡ（本格フェーズ）について

### 4.1 概要

#### 4.1.1 目的・狙い

ステージⅡ（本格フェーズ）（以下、「本格フェーズ」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果（技術シーズ）を、大学等と企業等の共同研究により実用化に向けた可能性を検証し、中核技術の構築に資する成果の創出と、その成果を大学等から企業等へ技術移転することが目的です。

具体的には、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核技術の構築に資する成果（例：プロトタイプ評価等）を得て、その成果を企業等へ技術移転することを目指します。また、円滑な技術移転のために、大学等と企業等の間での人材交流（企業研究者の受入、インターンシップ等）も積極的に進めることを期待します。

本格フェーズによる支援終了後には、企業を中心とした研究開発を継続していただくことで、科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。

#### 4.1.2 研究開発体制

本格フェーズにおける研究開発は、大学等<sup>※1</sup>の研究者と企業等からなる産学共同研究チームで実施していただきます。大学等の代表者を「研究責任者」と呼びます。研究責任者は産学共同研究チーム全体の代表者となります。また、研究責任者の所属機関において支援人材<sup>※2</sup>によるサポートがある場合、研究開発チームの参加者として加えることも可能です。JSTは、推進アドバイザー<sup>※3</sup>等により、産学共同研究チームの会議等への参加や各機関へのサイトビジットなどを通じて、研究開発の推進等について支援を行います。

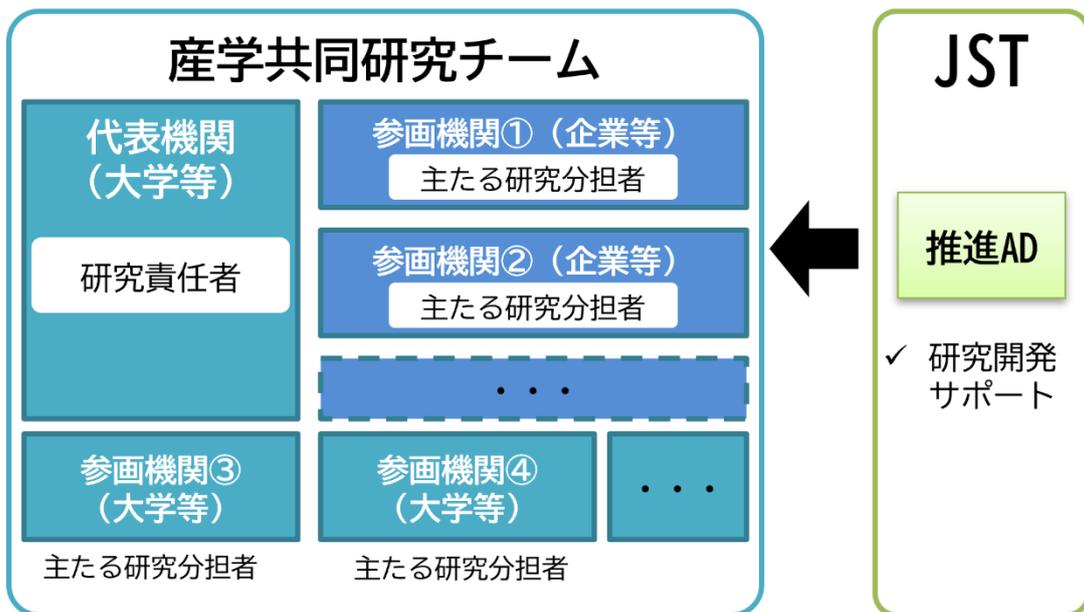
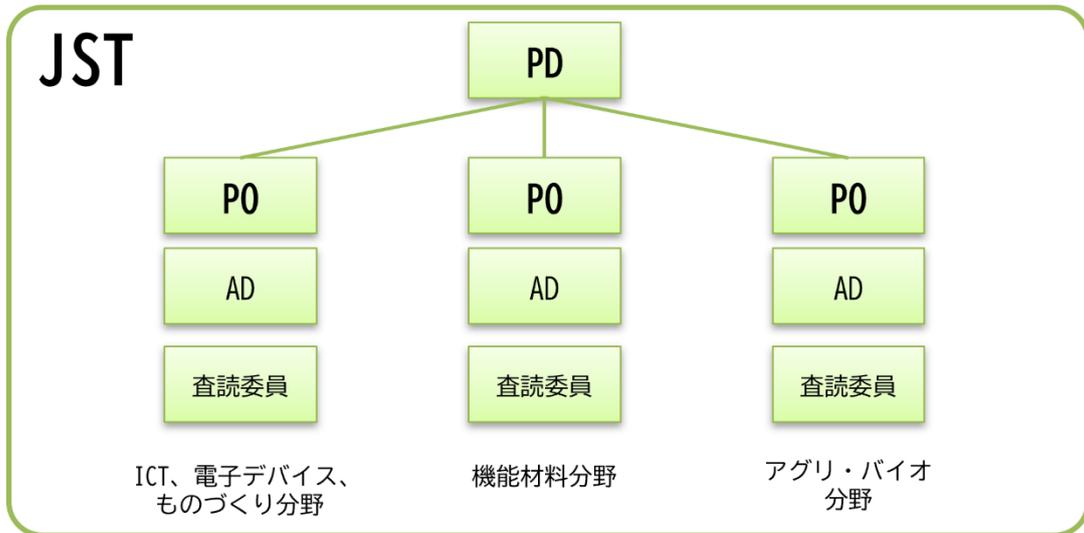
また、JSTは原則として、産学共同研究チームの大学等の研究開発機関に研究開発費を支出しません。JSTからの研究開発費の支出に関して、詳しくは「6.3.4 マッチングファンド形式における企業等の参画に係る留意事項について（本格フェーズのみ）」をご覧ください。

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 「支援人材」については「3.1.2 研究開発体制」の注釈をご参照ください。

※3 推進アドバイザーとは、研究開発課題毎に、研究開発の推進に対する助言等のサポートを行うJST職員または外部有識者であり、POにより選任されます。研究開発課題実施に対して研究責任者と常にコミュニケーションを取れる体制とし、研究責任者と共に出口目標の達成を目指します。

## ステージII（本格フェーズ）の事業推進体制と研究開発体制



## 4.2 応募要件

応募要件は以下の通りです。

応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。研究開発期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

※研究責任者が応募可能な課題提案の数については「5.3 A-STEP産学共同における重複応募の制限について」をご参照ください。

### 4.2.1 課題提案の要件

以下の要件を満たす必要があります。

① 応募時点で、大学等<sup>※1</sup> の研究成果に基づく技術シーズ<sup>※2</sup> が存在していること。なお、技術シーズとしては、原則として特許権等の知的財産権として確保されていることを期待します<sup>※3</sup>。

（注） 知的財産権の所有者にJST が含まれる場合は、必ず応募前に、JST 知的財産マネジメント推進部にご確認ください【j-cips@jst.go.jp】

② 産学共同による技術シーズの実用化に向けた可能性を検証し、その技術移転に向けた具体的な研究開発計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 技術シーズとは、社会課題解決等に必要となる基礎研究成果を指します。具体的には、①論文、②特許等の知的財産権、③競争的資金等による成果、等になります。

※3 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2024」（知的財産戦略本部 2024年6月4日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>

### 4.2.2 課題提案者としての研究責任者の要件

以下の要件を満たす必要があります。

① 研究責任者は、提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。（技術シーズが特許等の知的財産権の場合は、その発明者であること。）

- ② 研究責任者は、研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- ③ 研究責任者は、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JSTが提供するプログラムを応募締切までに修了していること。プログラムについては「7.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。
- ④ 研究責任者は、応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文科科学大臣決定）」の内容を理解し、遵守すること。
  - ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2021年2月1日改正）」の内容を理解し、遵守すること。
  - ・課題提案が採択された場合、研究参加者（研究責任者、主たる研究分担者、研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等）は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
  - ・本課題提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。
- ※e-Radの応募情報入力画面で、上記の誓約内容について確認をしていただきます。

#### 4.2.3 研究開発体制、研究開発機関の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- ① 大学等と企業等からなる産学共同の研究開発体制での提案であること。課題提案の目標を達成し、実用化に向けた企業等への技術移転を実現する上で最適な研究開発体制が構築されていること。複数の大学等及び企業等からなる研究開発体制も可能です。
- ② 企業等には技術移転先となる民間企業を必ず含むこと。  
民間企業とは、日本の法人格を有し、研究開発を自ら実施する、株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかを指す。
- ③ 課題提案に当たり、研究責任者と各企業等との連名の「産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）共同研究に関する届出書」（以下、「届出書」といいます。）を提出すること。課題提案書において企業等の自己資金の拠出予定額が記載されていること。自己資金に関しては「6.3.4 マッチングファンド形式における企業等の参画に係る留意事項について（本格フェーズのみ）」をご覧ください。

※参画する研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「6.7 研究開発機関の責務等」に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している研究開発機関の事前承認を確実に得てください。

※提案にあたっては、原則、海外の研究機関に所属する研究者に JST からの研究費の提供はできません。すなわち、海外の研究機関に所属する研究者を主たる研究分担者にすることは原則できません。

### 4.3 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の 4 種類です。

①	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）課題提案書 <b>【必須】</b>
②	産学共同 ステージⅡ（本格フェーズ）共同研究に関する届出書 <sup>※1</sup> <b>【必須】</b>
③	技術シーズの詳細が分かる資料（特許資料を除く 3 点以内） <sup>※2</sup>
④	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果 <sup>※3</sup>

※1 本格フェーズへの応募に際して、研究責任者と各企業等との連名の共同研究に関する届出書の提出が必要となります。届出書では申請企業の情報記載のほか、代表機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること等について誓約いただきます。詳しくは届出書の様式及び作成要項をご確認ください。

※2 論文や、技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書等。  
 なお、ファイル名等の表記は提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。本資料を課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利を被る可能性があることをご了承ください。  
技術シーズが特許の場合は、特許資料の添付はせず、課題提案書の「技術シーズの詳細が分かる資料リスト」に特許番号（または公開番号、出願番号）等を記載してください。

※3 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトの URL でも結構です。

※上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題提案を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式は、A-STEP ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

#### 4.4 選考の観点

本格フェーズでは、以下の観点で審査を行います。

選考の観点（本格フェーズ）	
<p>a. 目的・趣旨</p> <p>A-STEP産学共同 本格フェーズの趣旨に合致し、イノベーションインパクト、社会的インパクトが期待できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決すべき社会課題等が具体的に示されているか。</li> <li>社会実装する製品・サービス等（最終目標）が具体的に検討されているか。</li> <li>研究成果の社会実装が実現した場合に、イノベーションインパクト、社会的インパクト（社会革新性、公益性など）が期待できるか。</li> <li>学術的な波及効果が期待できるか。</li> </ul>
<p>b. 独創性・優位性</p> <p>国内外の動向等を踏まえ、技術シーズが独創性・優位性を有していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術シーズに独創性、新規性が認められるか。</li> <li>技術シーズに発展性が認められるか。</li> <li>従来技術、競合技術に対して優位性が認められるか。</li> </ul>
<p>c. 目標・計画</p> <p>実施期間内に達成する目標、実施計画及び予算計画が具体的かつ適切であり、企業等への技術移転が期待できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステージⅡ終了時の目標が具体的に設定されているか。その目標を達成することにより、企業等への技術移転が期待できるか。</li> <li>終了時の目標の達成に向けて、チェックポイントの設定は妥当であるか。また、研究開発項目ごとの到達点は具体的であるか。</li> <li>目標の達成に向けて、問題点の抽出及びその解決策、実施内容が適切に検討された研究計画となっているか。</li> <li>企業等が実施する計画について、企業等自身が責任を持って技術移転に向けて推進する内容となっているか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術移転に向けて、特許やノウハウ等の知的財産の形成が検討されているか。</li> <li>• 予算計画は実施内容に対して適切に検討されているか。</li> </ul>
d. 実施体制 提案内容の遂行に最適な実施体制を構築していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究開発を行う上で、研究開発人員は十分であるか、またエフォートは適切か。</li> <li>• 産学共同で実用化に向けた研究開発体制が組織され、機関毎に実効的な役割分担となっているか。</li> </ul>
e. 遂行能力 提案内容の遂行に必要な活動実績及び責任能力を有していること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究責任者及び開発チームの活動実績、責任能力は十分であるか。</li> </ul>

## 第5章 共通事項

### 5.1 対象分野について

育成フェーズ及び本格フェーズでは、社会課題解決等に向けてイノベーションの創出が期待できる、幅広い分野からの課題提案を対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEPでは募集の対象外となります。

「医療分野<sup>※1</sup>」とは、人を対象とした疾病や外傷、身体に負った障がいを特定した診断、治療もしくは予防のために用いられ、または人の身体の構造もしくは機能に影響を及ぼすために用いられる、医薬品・医療機器・再生医療等製品のいずれかに該当するものを指します。

※1 本定義はA-STEPに限定するものとします。

育成フェーズ及び本格フェーズでは、以下の3つの分野を設定しており、各POと『選考にあたってのPOの方針』を以下の通り示します。応募提案時に合致する分野を選択していただきます。分野横断的な課題提案の場合、本事業でもっとも焦点をあてて研究開発を推進すべきと思われる要素に該当する分野を選択してください。また、課題提案の内容により、選択したものは別の分野で選考を行う場合があります。

#### **ICT、電子デバイス、ものづくり分野**

PO：馬場 俊彦（横浜国立大学 工学研究院 教授）

本分野は、IoT、AI、ネットワーク等のICT技術とそれを支える計算機・センサ・デバイス基盤技術、設計・加工・組み立て・造形等によるものづくり技術、さらにはロボティクスを含めたサイバーフィジカルシステムについて、その高度化、効率化、スマート化、安全性・信頼性向上などに関する提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する提案も対象となります。

#### ●選考にあたってのPOの方針

AI、次世代高速通信、自動運転、半導体の開発が加速する中で、社会で必要とされる新技術も刻々と変化しています。本分野では、従来の延長線上にある技術だけでなく、様々な新技術の活用や融合をはかり、現代社会の課題解決を目指す提案を募集します。また、未来社会の課題を

予想し、その解決や展開を創造するような提案も歓迎します。

選考に当たっては、社会的なインパクトの大きさ、知財や論文発表を根拠とする独創性、社会実装に適したシンプルな取り組みが示されている提案を重視します。産学連携に高い意欲を持つ若手研究者・女性研究者による提案も尊重します。

ICTや電子デバイス、ものづくりは、日本の発展を支える裾野の広い分野です。10年以内の社会実装を本気で考える提案を期待します。

## 機能材料分野

PO：宝野 和博（国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長）

本分野では、大学等で生まれた独創的な材料に関するシーズ研究を、企業との連携により発展させ、実用化へつなげる基礎・基盤研究を支援します。対象は、機能・構造材料、ナノテクノロジー、資源循環技術、代替素材技術、カーボンニュートラルに資する低環境負荷プロセス技術など、あらゆる材料技術、さらに材料開発を効率化するマテリアルDXも含まれます。

特に、ステージ I（育成フェーズ）では、若手研究者による挑戦的な提案を歓迎します。社会実装を見据えながら、シーズの独創性・優位性を明確にし、学術的にも高い水準を満たす成果が得られることを重視します。

### ●選考にあたってのPOの方針

マテリアルは産業課題・社会課題の解決に資する分野横断的な基盤技術であり、革新的材料の創出は我が国マテリアル産業の国際競争力の維持・強化に直結します。A-STEP産学共同（育成フェーズ/本格フェーズ）の趣旨に照らし、明確な用途・出口を持ち、実用化を通じてイノベーションインパクトおよび社会的インパクトが期待できる提案を重視します。

本分野では、固定観念にとらわれない斬新なアイデアに基づく材料開発を求めます。具体的には、新機能の発現・高機能化、ナノからマクロにわたる構造制御、計測・解析に基づき明らかにされた機能と構造の相関に基づく材料設計、従来の特性をはるかに超える材料の開発、データ科学・AIを活用したデータ駆動型材料開発、社会実装を見据えた材料合成プロセスなどの提案を歓迎します。あわせて、国内外の研究開発動向、競合・代替技術、知財状況等を踏まえ、シーズの独創性・優位性が明確に示されていることを重視します。

ステージ I（育成フェーズ）では、新たな現象・機能を扱う場合、その科学的根拠を明確にして基礎理解を深めるとともに、社会実装への道筋を具体的に示すことが重要です。さらに、実施

期間内の目標設定と計画が具体的かつ適切で、産学連携体制の構築や技術移転に向けた実行可能性が高い提案を評価します。

ステージⅡ（本格フェーズ）では、企業との共同研究により実用化可能性を検証し、技術移転を目指します。役割分担、検証項目、事業化に向けた開発・評価計画、知財・技術移転の方策が明確であることを重視します。

いずれのステージにおいても、実装時の社会的・経済的インパクトを評価の中心に置き、社会課題の解決を意識した基礎研究課題に取り組む研究者を積極的に支援します。

## **アグリ・バイオ分野**

PO：山本 卓（広島大学 ゲノム編集イノベーションセンター センター長・教授）

本分野は、高機能バイオ素材、バイオプラスチック、持続的一次生産システム、生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品、デジタルヘルス、バイオ生産システム、バイオ関連分析・測定・実験システム、バイオ創薬（人の疾患治療など、A-STEPの「医療分野」に該当する研究開発は除く）に資する基盤技術など、アグリ・バイオ分野に関する基礎研究（育成フェーズ）と産学共同による実用化に向けた検証（本格フェーズ）の提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する提案も対象となります。

### ●選考にあたってのPOの方針

アグリ・バイオ分野の研究開発は、食糧問題、健康問題、環境問題などグローバルな課題の解決に繋がることが期待され、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール達成に必要とされる技術・製品開発が含まれます。これらの研究開発は、独創的な基礎研究からスタートする一方、社会のニーズを捉えて研究開発の方向性を考え、明確にゴールを設定していくことが重要です。

本分野では、単なる基礎技術の組み合わせでなく、斬新なアイデアをもとに新規技術や製品を開発し、産業へ繋げようとする意欲的な提案を期待します。戦略的な知財化と産学共同研究を展開させることが、社会実装に繋がると期待しています。特に、本格フェーズでは、アグリ・バイオ分野での市場規模を意識した経済的なインパクトに繋がることが期待できる提案を歓迎します。

また、異分野融合での提案も期待し、今後の産学連携に意欲的に挑む若手研究者や女性研究者からの積極的な応募を期待します。

## 5.2 応募方法

応募はe-Radを通じて行っていただきます。ログインID をお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。また、締切間際はe-Radのシステム負荷が高くなり、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって応募を完了してください。

**なお、募集締切までにe-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。**

**また、募集締切時刻以降にe-Rad を通じて課題提案の取り下げ処理を行った場合は辞退したものとみなし、審査の対象とはいたしません。**

事前に、研究開発機関及び研究者の登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要です。

e-Rad およびe-Rad を通じた応募手続きの方法については、「第 8 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」をご確認ください。応募書類については巻末の課題提案書様式をご確認ください。

※応募書類提出にあたっての注意事項

- ① e-Radを通じた方法以外の応募は受理いたしません。
- ② 応募書類は、全てe-Radにアップロードしてください（郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受けません）。誤って郵送等された場合も受理しません。発送者への連絡・返却は行わず、破棄いたします。
- ③ 課題提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、WordファイルからPDFへの変換処理をしてください（e-Radにアップロードできる最大容量は 30MBです。）
- ④ 課題提案書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- ⑤ 課題提案書以外の書類は印刷物をスキャナー等で取り込んでかまいません。
- ⑥ PDFファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。
- ⑦ 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。

## 5.3 A-STEP産学共同における重複応募の制限について

2026 年度公募において、以下の通り重複応募の制限を行います。また、本項において記載のないJST内外の他事業についても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場

合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは「7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

- ① 当年度公募に研究責任者として応募可能な件数は一人当たり 1 件になります。育成フェーズ及び本格フェーズにおいて複数の課題提案を行うことは出来ません。また、育成フェーズと本格フェーズの両方に課題提案を行うことは出来ません。
- ② 同一の研究開発チームが研究責任者と主たる研究分担者を互いに入れ替え、複数の課題提案を行うことは出来ません。チーム構成が一部異なる等、原則、上記の制限には該当しない場合でも不合理な重複ないし過度の集中に該当すると判断された場合は、必要に応じて一定の措置を行うことがあります。「7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。
- ③ 現在、以下のa、bいずれかの立場にある方は当年度公募に研究責任者として応募できません。
  - a. 育成フェーズもしくは本格フェーズの研究責任者
  - b. 産学共同（育成型）もしくは産学共同（本格型）の研究責任者

ただし、研究開発実施期間が 2026 年度で終了する場合は応募が可能です。（ステージゲート評価を希望する場合を除く。）

## 5.4 選考方法

選考スケジュールは「2.2 公募期間・選考スケジュール」をご覧ください。

### 5.4.1 選考の流れ

#### a. 形式審査

提出された応募書類について、応募要件、委託研究開発費の金額、研究開発実施期間、必須書類の有無、必須書類の不備確認、応募及び参加資格の制限等、条件を満たしているかについて審査します。

これらの条件を満たさないことが判明した場合、原則として応募書類の不受理、ないし不採択とします。

#### b. 書類選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、書類選考を実施します。これらの選考結果をもとに面接選考を実施する課題提案を選定します。

#### c. 面接選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、面接選考を実施します。なお、面接選考に欠席した場合は、辞退とみなします。

#### d. 最終選考

面接選考の評価を踏まえ、PD 及びJST が取りまとめを行い、支援する研究開発実施期間、研究開発費を含め、最終選考を行います。

#### e. 研究開発計画等の調整

最終選考に際し、JST は課題提案者と研究開発計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行います。

#### f. 研究開発課題の決定

条件の合意が得られた研究開発課題をJSTが選定します。

### 5.4.2 面接選考の実施

書類選考の結果は、面接選考の対象となった課題提案のみ、応募時のe-Radにおける課題ID（8桁）をA-STEPウェブサイトの募集ページに掲載します。また、面接選考の対象となった課題提案者には、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等について個別にご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での応募書類、計画書等の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

面接選考では、研究責任者に研究開発構想を説明していただきます。もし必要があれば、主たる研究分担者が補足的に説明していただいても構いません。

※面接選考にかかる通信料・旅費等の経費は自己負担でお願いします。

### 5.4.3 選考結果の通知

選考の結果については、採否にかかわらず、研究責任者にe-Radを通じて通知します。選考スケジュールは、「[2.2.2 選考スケジュール](#)」をご覧ください。

※日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

最新のスケジュールは A-STEP ウェブサイトの募集ページに掲載します。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

採択課題について、採択課題名、研究責任者氏名とその所属機関名、参画機関の研究開発機関名、

実施期間及び課題概要をウェブサイト等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

※応募情報の管理については「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」を参照してください。

#### 5.4.4 特定課題調査

応募された課題提案のうち、少額で短期間に研究データの補完等を行うことができ、それにより次年度に応募された場合に評価を的確に行うことが期待される場合に、POが採択課題とは別に、特定課題調査を研究責任者に依頼することがあります。

※特定課題調査にあたっての注意事項

- ①特定課題調査の実施は、次年度に応募分野へ再応募することを条件とします。その際には、他の課題提案と同様に選考を行い、優先的な取り扱いはありません。
- ②特定課題調査に直接応募することはできません。
- ③特定課題調査対象課題については、研究責任者名などを採択課題同様にホームページ等において公開します。また、研究倫理教育に関するプログラムを受講・修了していただきます(ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にeAPRINの指定単元等、指定のプログラム又は教材を修了している場合を除きます)。詳しくは、「7.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

### 5.5 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発担当者<sup>※1</sup>に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書に具体的に記載してください<sup>※2</sup>。

※1 研究開発担当者は、研究責任者及び研究責任者の所属機関以外の研究開発機関における実施責任者（以下、主たる研究分担者という。）の総称です。

※2 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。

A-STEP募集担当窓口：a-step@jst.go.jp

A-STEPウェブサイト：<https://www.jst.go.jp/a-step/>

- a. 研究開発担当者と親族関係にある者。
- b. 研究開発担当者と大学等の研究開発機関において同一の学科、専攻等に所属している者又は研究開発担当者が所属している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると見なされる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。
- c. 研究開発担当者と同一の企業に所属している者又は研究開発担当者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- d. 研究開発担当者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- e. 研究開発担当者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- f. 研究開発担当者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- g. その他JST が利害関係者と判断した者。

## (2) 研究開発担当者の利益相反マネジメント

課題提案者が「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究開発担当者に関係する機関」に対してJSTから研究資金が配分されることは、研究開発担当者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究開発担当者と「研究開発担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究開発担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a及びbについては研究開発担当者のみではなく、研究開発担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究開発担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。  
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)  
※ 研究開発担当者の当該機関の経営等への関与度合いに関わらず、関係する機関に該当します。
- b. 研究開発担当者等が役員（CTOを含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。  
※ 「役員」は会社法上の役員その他、執行役員やCTO等、経営や業務運営について影響力

を与えうると認められる者も役員と見なします。

※ 研究開発担当者の所属が企業等の場合、当該機関が所属機関のみの場合は該当しません。

c. 研究開発担当者が株式を保有している機関。

※ 株式の他、持分会社における持分を含みます。

d. 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関。

※ 当該機関から直接、もしくは研究開発担当者の所属機関を通して間接、のいずれの支払方法の場合も該当します。

※ 実施権付与している知的財産が本課題提案と関係無い場合も該当します。

※ 研究開発担当者の所属機関における実施（自己実施）による実施料収入は該当しません。

「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から審査会にて審議します。

そのため、「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする場合、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて「研究開発担当者に関係する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、研究開発担当者の利益相反マネジメントを実施するに当たり、別途資料を提出いただく場合があります。

### (3) JSTの利益相反マネジメント

JSTが出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JSTの利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JSTと出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JSTの出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について審査会にて審議します。

そのため、JSTの出資先企業を参画機関とする場合、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントはJSTの公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JSTから出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JSTの利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JSTの出資先企業については下記ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

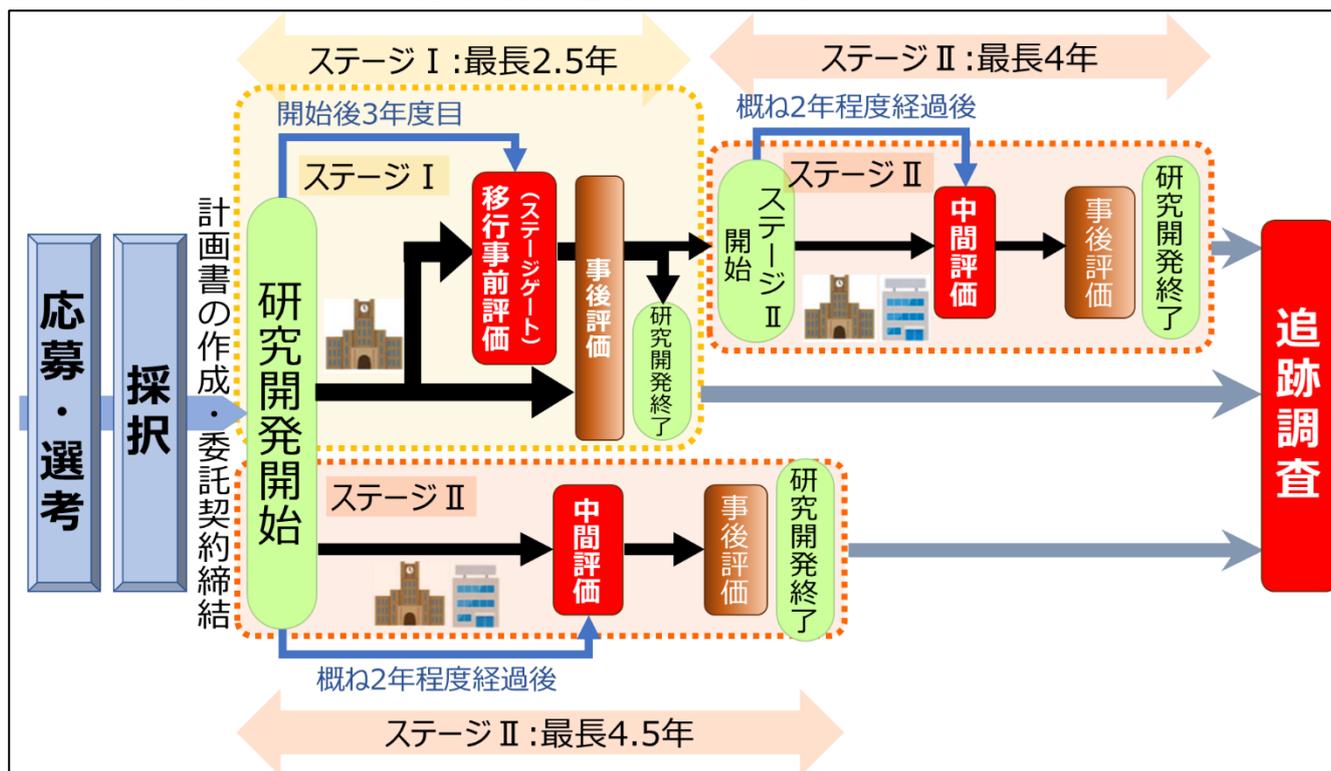
<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点でJSTからの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JSTの出資公表については下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 第6章 採択後の研究開発推進等について



産学共同の研究開発推進の流れ

### 6.1 研究開発計画書の作成

採択後、研究責任者は研究開発課題の研究開発実施期間全体を通じた全体計画書を作成します。また、参画機関毎に実施計画書を毎年度作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発体制等が含まれます。提案された研究開発計画は選考を通じて査定を受け、その結果を計画書に反映していただきます。また、研究開発計画は、内容を調整して合意が得られた後、POの確認、承認を経て決定します。なお、研究開発計画の内容に関して、選考結果（採択）の通知日から原則として2ヶ月以内に研究開発機関及びJSTの間で合意が得られない場合、研究開発の実施を行いません。

a. 研究開発は、以下の期間で実施していただきます。

育成フェーズ 2026年10月1日（予定）から最長2029年3月までの2年6ヶ月以内（3年次の年度末まで実施可能）

本格フェーズ 2026年10月1日（予定）から最長2031年3月までの4年6ヶ月以内（5年次の年度末まで実施可能）

※実際の研究開発実施期間は、研究開発計画の精査、承認により決定します。

b. 研究開発計画で定める研究開発費、研究開発実施期間及び研究開発体制は、研究開発の進捗状況、課題評価の状況、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることが

あります。

## 6.2 委託研究開発契約

- a. 研究開発課題の採択後、JST は、本研究開発の参画機関の間で共同研究開発契約が締結されることを前提に、研究開発担当者が所属する、JSTから研究資金が配分される研究開発機関との間で、個別に委託研究開発契約を締結します。
- b. 研究開発機関との委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「6.7 研究開発機関の責務等」を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則として研究開発機関に帰属します。

## 6.3 研究開発費

JST は委託研究開発契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、研究開発費（直接経費）の30%）を加え、委託研究開発費として研究開発機関に支払います。

また、本格フェーズにおいては、研究開発実施期間中、企業等は研究開発に必要となる費用を自ら拠出いただきます。詳しくは、「6.3.4 マッチングファンド形式における企業等の参画に係る留意事項について（本格フェーズのみ）」をご参照ください。

### 6.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・試作品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発担当者及び全体計画書記載の研究開発参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究開発参加者（但し、研究開発担当者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究開発成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2025」(2025年6月6日閣議決定)等において研究設備・機器の共用促進、コアファシリティ化等が求められています。新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「7.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者(以下、「PI」といいます。)となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限りPIの人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費(バイアウト経費)を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)及び、直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について(連絡)」(2020年9月17日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

○「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出」に関する研究成果展開事業(A-STEPトライアウト/産学共同(ステージI、ステージII)/産学共同(本格型、育成型)/産学共同フェーズ(シーズ育成タイプ))の対応について(2024年4月30日改訂)

[https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi\\_a-step.pdf](https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf)

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制の導入)」に関する研究成果展開事業(A-STEPトライアウト/産学共同(ステージI、ステージII)/産学共同(本格型、育成型)/産学共同フェーズ(シーズ育成タイプ))の対応について(2024年4月30日改訂)

[https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout\\_a-step.pdf](https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf)

(注1) 研究開発費(直接経費)として支出できない経費の例

- ・研究開発目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適切と考えられるもの
- ・委託研究開発費の精算等において使用が適正でないとJSTが判断するもの(※)

※JSTでは、委託研究開発契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等(大学、公的研究機関、公益法人等でJSTが認めるもの)と企業等(主として民間企業等の大学等以外の研究機関)では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下のURLにて最新の事務処理説明書等を参照してください。

(注 2) 特許関連経費の直接経費からの支出について

育成フェーズ及び本格フェーズでは、大学等を対象として、以下の1から3の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。

1. 課題提案の委託研究開発にかかる成果を元にした発明であること。
2. 日本国内出願にかかる経費であること。
3. 受託研究期間内に権利化が見込まれること。

※ 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査にかかる経費が対象となります。

※ 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の直接経費からの支出を行う場合は、特許関連経費の発生前に研究開発機関からJSTに申請し、承認を得ることが必要です。

### 6.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費(直接経費)の30%が措置されます。研究開発機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(2001年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/2023年5月31日改正)に則り、間接経費の使用に当たり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

### 6.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究開発契約を複数年度契約としています(なお、繰越制度に関しては、研究開発機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります)。

### 6.3.4 マッチングファンド形式における企業等の参画に係る留意事項について(本格フェーズのみ)

本格フェーズにおいて、大学等と企業等からなる産学共同研究チームに対し、JSTは原則として

大学等へ委託研究開発費を支出します。企業等には、研究開発課題の実施に当たり必要となる研究開発費を自ら支出していただきます（自己資金）。

課題提案書の「様式 4-2 予算計画」に大学等への委託研究開発費と企業等の自己資金拠出予定額、及びその比率（マッチング指数）を記載していただきます。自己資金の実績や企業等における研究開発の実施内容等は研究責任者を通じて報告いただきます。JSTはマッチングの状況を確認することで、企業側の関与の拡大や技術移転の進展を評価する指標の一つとして活用します。また、企業等は届出書の提出とは別に、全ての参画機関の間で共同研究契約等を、その他関係する当事者間で必要な契約を締結してください。契約方式は問いませんが、課題を推進する上で、必要な契約等を締結してください。詳しくは届出書の様式及び作成要項をご確認ください。

#### 《留意事項》

- a. 自己資金として計上可能な研究開発費の内容は以下の通りとなります。
  - ✓ JSTの定める委託研究開発費の直接経費に相当する経費（「6.3.1 研究開発費（直接経費）」参照）
  - ✓ 企業等の研究開発参加者の人件費
  - ✓ 企業等の特許関連経費（出願、登録、維持に必要な経費）
  - ✓ 企業等が所有する資産に対する改造費
  - ✓ 企業等から大学等への共同研究開発費、寄付講座設置費
  - ✓ 学生の研究開発インターンの企業等側の受入経費
- b. 自己資金の拠出予定額は企業等で決定してください。
- c. 複数の企業等が参画する場合、マッチング指数は大学等への委託研究開発費の合計と各企業等における自己資金拠出予定額の合計との比率となります。JSTがマッチング指数を指定することはありません。
- d. 選考において、企業の自己資金拠出予定額等は、実用化に向けた継続的な研究開発が期待されるかどうかも含め、総合的な判断の指標として活用します。
- e. 企業の自己資金の拠出実績等によっては、中間評価により中止となる場合もあります。

## 6.4 評価

- (1) 育成フェーズでは、POは研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題のステージゲート評価及び事後評価を行います。ステージゲート評価は、ステージⅡ（本格フェーズ）への移行を希望する研究開発課題に対し、研究開発終了前の適切

な時期に実施します。また、事後評価は研究開発終了前の適切な時期に実施します。

- (2) 本格フェーズでは、POは研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究開発課題の中間評価及び事後評価を行います。中間評価は研究開発開始後 2 年程度を目安として、また、事後評価は研究開発終了前の適切な時期に実施します。
- (3) 上記の他、POが必要と判断した時期に研究開発課題の評価を行う場合があります。
- (4) 中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分（研究開発費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、研究開発課題の早期終了（中止）の措置を行います。
- (5) 事後評価においては、研究開発の進捗状況や研究開発成果の他に、研究開発データの管理・利活用の取組状況等の観点でも評価を行います。
- (6) 事後評価の結果はA-STEPウェブサイトで公表します。また、ステージゲート評価、中間評価においてステージ移行、継続と決定した場合、その旨をA-STEPウェブサイトで公表します。

## 6.5 調査

JSTは、研究開発終了後一定期間が経過した後に、研究開発の進捗状況や研究成果の活用状況を把握するための追跡調査を実施します。

## 6.6 研究責任者等の責務等

### 6.6.1 確認書の提出について

研究開発担当者は、課題提案が採択された後、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材の受講について周知徹底する。

また、上記c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご留意ください。

#### 6.6.2 研究倫理教材の受講・修了について

研究開発参加者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するためにJST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することになります。詳しくは、「7.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

#### 6.6.3 研究開発の推進・管理

- a. 研究責任者には、研究開発計画の策定とその実施に関することをはじめ、研究開発チーム全体に責任を負っていただきます。JSTに対する所要の研究開発計画書、各種承認申請書、実施報告書等の提出の対応をしていただきます。
- b. 研究責任者には、研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。他の研究開発担当者には、自身の研究開発グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。
- c. 研究開発担当者には、自身のグループの研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- d. 研究開発担当者には、中間評価や事後評価等の課題評価に対応をしていただきます。また、研究開発課題終了後にJSTが実施する追跡調査に対応をしていただきます。研究開発課題終了後に連絡先等の変更が発生した場合はご連絡ください。

JSTでは、研究開発実施期間中、PO 等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）を実施するとともに目的が達成されるよう、研究責任者等に対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。

万一、研究開発機関の都合により、研究開発の継続に困難が生じた場合は、JSTに速やかにその旨を連絡してください。

#### 6.6.4 研究開発成果の取り扱い

- a. 育成フェーズ及び本格フェーズにより得られた研究開発成果については、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。
- b. 研究開発実施に伴い得られた研究開発成果を論文等で発表する場合には、本事業の成果である旨の記述を行ってください。公表した資料についてはJSTに提出してください。
- c. 「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関するJSTの基本方針」に基づいて、研究

責任者は、成果として生じる研究開発データの保存・管理、公開・非公開、及び公開可能な研究開発データの運用指針を「データマネジメントプラン」として研究開発計画書と併せてJSTに提出し、本プランに基づいてデータの保存・管理、公開/限定的公開/非公開の実施を適切に実施してください。詳しくは、「7.20 オープンサイエンスの促進について」を参照してください。

d. JSTから研究開発成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合があります。

## 6.7 研究開発機関の責務等

研究開発機関は、研究開発を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究開発機関における研究開発実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての研究開発機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

a. 研究開発機関のうち大学等に相当する機関（以下、「大学等機関」という。）は、原則としてJSTが提示する内容で研究開発契約を締結しなければなりません。また、研究開発契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該大学等機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該大学等機関における研究開発実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

大学等 <https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2025/seikatenkaia.html>

企業等 <https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2025/seikatenkaic.html>

b. 大学等機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2007年2月15日文科科学大臣決定／2021年2月1日改正）」に基づき、大学等機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究開発費の適正な執行に努める必要があります。また、大学等機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（7.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について）。

※ガイドラインについては以下のURLを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

c. 研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文科部科学大臣決定）」に基づき、研究開発機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（7.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について）。

※ガイドラインについては以下のURLを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

d. 研究開発機関は、研究参加者に対して、上記b.およびc.に記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JSTが定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 大学等機関は、研究開発費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、大学等機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JSTが定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している大学等機関は、委託研究開発費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、大学等機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究開発機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が研究開発機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究開発機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究開発機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、大学等機関は、当該知的財産権について、移転又は専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前にJSTの承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JSTに対して所要の報告を行う義務があります。

g. 大学等機関は、JSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 大学等機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等によりJSTが指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JSTの中長期目標期間終了時における事業評価によりJSTの解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究開発契約の特約事項

に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、研究開発課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないとJSTが判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究開発機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 大学等機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究開発機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、大学等機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JSTは、新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

- ・ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
- ・ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動―気づき、学びのためのケースブック―」
- ・ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・ その他、所属する研究開発機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修（研究開発機関が同等と判断する場合は、JSTが提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。）

なお、所属研究開発機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JSTを通じてeAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営するe-learning教材）を受講することが可能です。

これに伴いJSTは、当該研究者等がJSTの督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 大学等機関は、研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財

産権の取扱いや秘密保持等に関して、JSTとの委託研究開発契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。また、共同研究契約の実績や企業等における研究開発の実施内容は、JST指定の様式にてJSTに報告いただきます。

- I. 大学等機関は、委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発実施期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

## 6.8 その他留意事項

### 6.8.1 出産・子育て・介護支援制度

JSTでは男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究開発を継続できること、また研究開発を一時中断せざるを得ない場合は、研究開発に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的としています。

この制度は、ライフイベントに際した研究者がJSTの研究開発を継続できる手段を講じることで、研究開発課題等の円滑な推進を図り、もって研究者のキャリア形成及び男女共同参画を推進するためのものです。

詳しくは、下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

### 6.8.2 JREC-IN Portalのご利用について

研究者人材データベース（JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>）は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、14万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間2.5万件以上掲載しております。加えて、JREC-IN PortalのWeb応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際は、ぜひJREC-IN Portalをご活用ください。

また、JREC-IN Portalはresearchmapと連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmapに登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

### 6.8.3 高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本事業による研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。詳細は、ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>

## 第7章 応募に際しての注意事項

### 7.1 生成AIの利用について

応募書類を作成する際に生成 AI を使う場合、著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏れたりしてしまうなどのリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは研究者自身の責任で判断してください。

### 7.2 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第8章 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているe ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

##### a. 過去に JST の事業等においてeAPRINを修了している場合

JST の事業等において、eAPRINを応募申請時点で修了している場合は、e-Radの応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

##### b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてeAPRINダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ <https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

以下のURLより受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と選択/入力してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

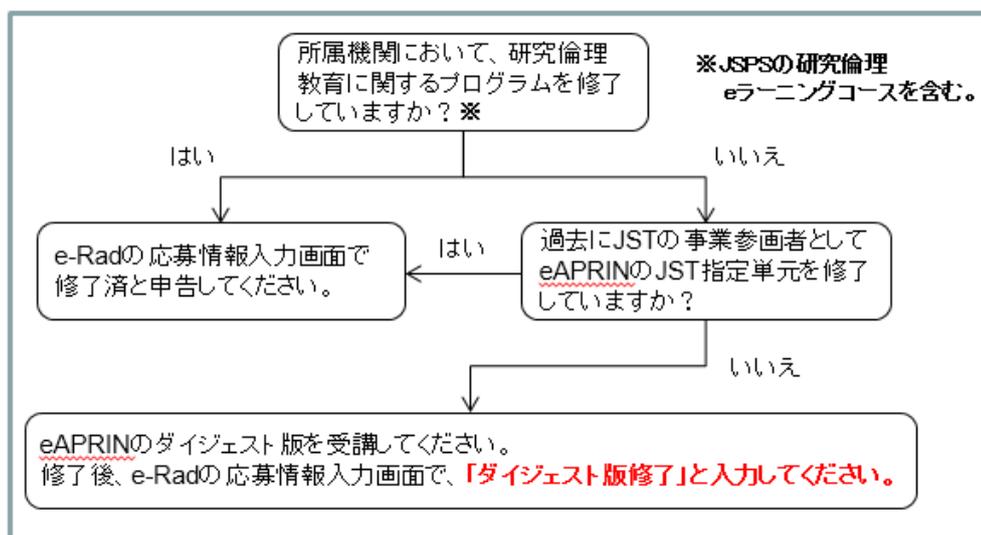
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 A-STEP募集担当窓口

E-mail : [a-step@jst.go.jp](mailto:a-step@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について以下のいずれかのプログラム又は教材の履修を必須とします。

=====

- ・一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
- ・日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」
- ・日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブッカー—」

- ・日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
- ・その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修  
(研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)

なお、所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JSTを通じてeAPRIN（一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が運営するe-learning教材）を受講することが可能です。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者にJSTが指定する上記の研究倫理教育プログラム又は教材の履修を求めます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にJSTが指定する上記研究倫理教育プログラム又は教材を履修している場合を除きます）。

### 7.3 不合理な重複・過度の集中に対する措置

#### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下、「研究課題の不採択等」といいます。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

## ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

## ○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

(i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究責任者・主たる研究分担者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」といいます。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」といいます。）を応募書類やe-Radに記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

## (ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

※無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

## ○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の事業間で共有します。

## 7.4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（2021年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（2024年12月18日文部科学省 科学技術・学術政策局）においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされています。詳細については文部科学省のウェブサイトを参照してください。

○「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性」（2024年12月18日文部科学省 科学技術・学術政策局）

[https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt\\_kagkoku-000039402\\_1-1rrr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241218-mxt_kagkoku-000039402_1-1rrr.pdf)

## 7.5 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

○安全保障貿易管理について

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪

用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（1949年法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、契約締結時までには、本事業に

より外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

○日本版バイ・ドール制度について

【日本版バイ・ドール制度が適用された国の委託研究開発に関する知的財産権の国外移転について】

2024 年 6 月 4 日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議において、国が支援を行う研究開発プログラムにおいてどのような技術流出防止策、リスクマネジメントが必要になるのか検討を行った「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」がとりまとめられました。これを受けて、関係省庁、関係

機関が一体となって技術流出防止策に取り組んでいく必要があります。

同提言には、産業技術力強化法第 17 条に基づく日本版バイ・ドール制度の運用に係るものも含まれています。

日本版バイ・ドール制度では、国の委託研究開発から生じた知的財産権を受託者（民間企業等）に帰属させることを可能としていますが、受託者から第三者への当該知的財産権の移転等にあたっては、子会社又は親会社への移転等を除き、あらかじめ国の承諾を受けることを条件としています。

そのため、例えば、①国外企業の日本法人が親会社に知的財産を移転する場合、②国内企業の子会社がM&A等により新たに国外企業の子会社となり、当該国外企業に事業売却・譲渡を行う場合、③国内企業の本社が国外に移転し、国外企業となる場合など、移転先の子会社又は親会社が国外企業である場合等において、国による委託研究開発の成果が国外流出することを防止できない可能性があります。

このことを踏まえ、同提言においては、国外企業たる親会社又は子会社に知的財産を移転する場合は、受託者に事前連絡を求めるとともに、委託者は当該事前連絡を確認の上、契約者間の調整を行うよう徹底することが必要であるとされています。

つきましては、本事業においては、同提言の内容については委託研究契約の内容に沿って、国外企業等への知的財産移転の際には、JSTへ事前連絡を行い、承認を得るよう徹底していただくようお願いいたします。

## 7.6 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（2024 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」ととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いいたします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（2016 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

## 7.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

## 7.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては下記の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2025/2025asteps309betsu.pdf>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究責任者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究責任者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（2020年9月17日/2020年11月13日改訂）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業（A-STEPトライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について」（2021年4月1日/2024年4月30日改訂）

[https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout\\_a-step.pdf](https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf)

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業（A-STEP）トライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応につ

いて」(2021年4月1日/2024年4月30日改訂)

[https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi\\_a-step.pdf](https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf)

## 7.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

## 7.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

※ (2)、(3) に関して、課題終了日が3月31日以外の場合、報告書の提出権限を原則として課題終了日の61日後とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

## 7.11 間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通じて使途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までにe-Radにより報告してください(複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください)。報告に関するe-Radの操作方法が不明な場合は、e-Radの操作マニュアル([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))又は「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>)を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財

源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

## 7.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（2015年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2025」（2025年6月6日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を2022年3月に策定しました。

そして、「科学の再興に向けて 提言」（2025年11月18日 「科学の再興」に関する有識者会議）において、研究環境を刷新することとして、研究設備等のアクセス確保・持続的強化と研究費使途の変革に向けて、2035年度末までの共用化率の倍増を見据え、設備等とオペレーションが一体となったコアファシリティを各研究機関で整備するとともに、競争的研究費で整備した設備・機器を研究大学等において公共財として適切に管理し、競争的研究費の活用をハード（設備・機器等）からソフト（人材、仕組み、それらによる高付加価値のサービス等）へシフトするよう改革を実施することを求められています。また、「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」（2025年7月10日科学技術・学術審議会研究開発基盤部会先端研究開発基盤強化委員会）において、このような競争的研究費の使途変容を促進・確認するため、研究設備等について利用料金の計上を基本とし、一定規模以上の研究設備等の購入費を計上する場合には、研究機関が重複や共用予定（共用予定時期、共用が難しい場合はその理由等）を確認したうえで申請を行う仕組みを導入することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により研究設備・機器を購入することが見込まれる場合について、申請前に研究機関として当該設備・機器を購入する必要があるか、公共財として適切に管理できるかの確認を行うとともに、特に取得金額が1,000万円以上で汎用性のあるものを購入する場合については、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機

器を活用すること、複数の研究費の合算による購入・共用することが可能かどうかなどの確認を行ってください。その結果、購入することが必要であるとの判断に至った場合でも、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにもプロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、より一層の共用化に努めてください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用バランスについては十分に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
[競争的研究費改革に関する検討会（2015年6月24日）]  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（2021年3月26日）]  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>
- 「統合イノベーション戦略2025」[閣議決定（2025年6月6日）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025\\_zentai.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2025_zentai.pdf)
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」  
[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（2023年5月24日改正）]  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
[資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（2020年9月10日改正）]  
[https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt\\_sinkou02-100001873.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf)
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（2022年3月策定）  
[https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\\_kibanen01-000021605\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanen01-000021605_2.pdf)  
【参考：概要版 YouTube】[https://youtu.be/x29hH7\\_uNQo](https://youtu.be/x29hH7_uNQo)
- 「大学連携研究設備ネットワーク」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

- 「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

- 「科学の再興に向けて 提言」[「科学の再興」に関する有識者会議（2025年11月18日）]

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/042/mext_00002.html)

- 「研究の創造性・効率性の最大化のための先端研究基盤の刷新に向けた今後の方針」

[科学技術・学術審議会 研究開発基盤部会 先端研究開発基盤強化委員会（2025年7月10日）]

[https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt\\_kibanken01-000043663\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250710-mxt_kibanken01-000043663_1.pdf)

### 7.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用

するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意事項)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度<sup>※</sup>の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(2020年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額の中位値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

#### 7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(2019年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

### 7.15 男女共同参画及び人材育成、ならびに性等を考慮した研究について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画(2021年3月26日閣議決定)」や「第5次男女共同参画基本計画(2020年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(2022年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

これらを踏まえ、本事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、生物学的性(セックス)や社会的・文化的性(ジェンダー)等を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

- ・性等を考慮しないまま研究開発を実施することで、その成果を社会実装する段階で社会に不適切な影響が及ぶ恐れもあります。従って、研究開発における関わりを検討し、必要に応じて性等を考慮して実施してください。

### 7.16 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(2020年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合

わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」[競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(2020.12.18 改正)]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業(A-STEP 産学共同(本格型、育成型)／産学共同フェーズ(シーズ育成タイプ))の対応について(2021年4月1日/2024年4月30日改訂)

[https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/senjyukanwa\\_a-step.pdf](https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/senjyukanwa_a-step.pdf)

### 7.17 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 7.18 URA等の研究開発マネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)において、URA等の研究開発マネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関

する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(2020年1月23日総合科学技術・イノベーション会議)においても、研究開発マネジメント人材やエンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

さらに、「研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン」(2025年6月科学技術・学術審議会人材委員会)において、研究開発マネジメント人材は、研究者のパートナーとして研究成果を生み出すことに貢献するのみならず、組織的な研究資金・人員の調達・管理や経営戦略策定への関与など、研究大学等の組織運営に係る研究開発マネジメント全般を担う重要な人材であることが明示されています。加えて、研究大学等においては、研究開発マネジメント人材の確保・育成に加え、学内の研究者と事務職員、専門人材の分掌の見直しを行い、研究開発マネジメント人材が意欲を持って活躍できるような環境を整備することで、研究者が研究により専念できる環境を整備し、研究大学等に求められる役割を一層強化されることを期待されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等の研究開発マネジメント人材が本事業の研究プログラムの研究開発マネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該研究開発マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、必要な研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## 7.19 社会との対話・協働の推進について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(2010年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)において、

市民参画など多様な主体の参画による知の共創と科学技術コミュニケーションの強化が求められています。JSTで提供している「多様な主体が双方向で対話・協働する場」としては下記のような例があります。

- ・サイエンスアゴラ

<https://www.jst.go.jp/sis/scienceagora/>

- ・日本科学未来館

<https://www.miraikan.jst.go.jp/>

## 7.20 オープンサイエンスの促進について

### (1) JST のオープンサイエンス方針について

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を定めています（2017年4月施行、2022年4月、2025年4月改定）。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業の研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて原則として公開、特に査読済み論文については12ヶ月以内の公開を原則としていただきます。加えて、国の方針により指定された一部の事業については、下記(2)で示す学術論文等の即時オープンアクセスに対応いただきます。

また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し（※1）、JSTの求めに応じて提出するとともに、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JSTが示すメタデータ（※1）を付与していただきます。メタデータを付与した管理対象データのうち公開データについては、各研究機関が指定する機関リポジトリや国立情報学研究所が運用する研究データ基盤システム等に適切に収載していただきます。所属機関で機関リポジトリが整備されておらず、適切な保管リポジトリが見つからない場合、JSTが2025年11月から運用を開始したGRANTS Data（<https://grantsdata.jst.go.jp>）をご利用ください。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン  
 (※1) DMP に記載すべき項目、及びメタデータ項目については本ガイドラインに記載。  
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- 研究 DX(デジタル・トランスフォーメーション)-オープンサイエンス(内閣府)  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyudx.html>
- 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方  
 (統合イノベーション戦略推進会議)  
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>
- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」におけるメタデータの共通項目 (2026 年 1 月時点)  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/common\\_metadata\\_elements.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/common_metadata_elements.pdf)

なお、JST は、データマネジメントプランの記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映(改正)を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析する場合があります。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「7.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について」もご参照してください。

## (2) 学術論文等の即時オープンアクセスについて

世界的な知の共有を目指した研究成果のオープン化が国際的にも進みつつあり、学術論文の発表等を通じたオープンアクセスの推進により、研究成果が広く国民に還元されるとともに、科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決に貢献することが期待されます。

我が国の政府方針においても、2025 年度から新たに公募を行う戦略的創造研究推進事業(※2)、創発的研究支援事業の助成を受けて執筆した査読付き学術論文及び根拠データ(※3)は、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(2024 年 2 月 16 日統合イノベーション戦略推進会議決定)」(以下「基本方針」という。)及び「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針(統合イノベーション戦略推進会議 2024 年 2 月 16 日決定)」の実施にあたっ

での具体的方策（2024年10月8日改正 関係府省申合せ）」（以下「具体的方策」という。）に従って、学術雑誌への掲載後、即時(※4)に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられます。

ここで、「機関リポジトリ等の情報基盤」とは、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）(※5)上で学術論文及び根拠データが検索可能となるものとされており、年度終了後に提出する実績報告等において入力された研究成果情報は、e-Radを通じ、研究データ基盤システムに提供されます。必要な情報が記載されている場合、これにより、研究成果情報が研究データ基盤システム上で検索可能となります。

また、オープンアクセスの実施状況を把握するため、実績報告等に記載する研究成果情報の項目を追加・変更しています。既存の項目に加え、即時オープンアクセスの対象該当、即時オープンアクセスの実施有無、(即時オープンアクセスの実施無の場合) 即時オープンアクセスが困難な理由、学術論文や根拠データを掲載した「機関リポジトリ等の情報基盤」のランディングページのURL等の識別子について記入する必要があります。

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（2024年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL：[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

- 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 2024年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（2024年10月8日改正 関係府省申合せ）

URL：[https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

- 学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針、及び学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針の実施にあたっての具体的方策に関するFAQ

URL：[https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_houshin\\_faq.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_faq.pdf)

なお、学術論文等の即時オープンアクセスの対応に際し、所属機関で機関リポジトリが整備されていない場合、学術論文（含む電子付録）についてはJSTが運用するJxiv (<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/index>)、根拠データについては前述のGRANTS Data (<https://grantsdata.jst.go.jp>) 等のリポジトリをご活用ください。

- (※2) 戦略的創造研究推進事業のうち、先端的カーボンニュートラル技術開発（ALCA-Next）

及び情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）は除く。

- (※3) 基本方針において、「即時オープンアクセスの対象は、査読付き学術論文（電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む））及び根拠データ（掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ）とする。」とされている。
- (※4) 具体的方策において、「基本方針における即時オープンアクセスの「即時」とは、該当する競争的研究費による学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後の、公開禁止期間（エンバゴ）がないことをいう。なお、「学術雑誌への掲載」とは、学術論文が電子版として学術雑誌に掲載されることをいい、掲載される学術雑誌の巻・号・ページが決定する前に当該学術論文が電子版として先行して掲載される場合はその時点を「学術雑誌への掲載」とする。また、学術雑誌への掲載後、「機関リポジトリ等の情報基盤」へ掲載するための手続きに要する期間については、所属する機関の体制等によって異なるため、特段の規定は設けない。ただし、目安として学術雑誌への掲載後3か月程度で「機関リポジトリ等の情報基盤」において公開されることが望ましい。」とされている。
- (※5) 「NII 研究データ基盤（NII Research Data Cloud）の概要」（国立情報学研究所オープンサイエンス基盤研究センター）（<https://rcos.nii.ac.jp/service/>）

## 7.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文のAcknowledgment（謝辞）に、本事業により支援を受けた旨を記載する場合には「Grant Number体系的番号」を含めてください。本事業の10桁の体系的番号は、JPMJTR〇〇〇〇（〇〇〇〇は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

（体系的番号「JPMJTR1234」の例）

### 【英文】

This work is supported by Adaptable and Seamless Technology transfer Program through Target-driven R&D (A-STEP) from Japan Science and Technology Agency (JST) Japan Grant Number JPMJTR1234.

### 【和文】

本研究成果は、JST研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP） 産学共同 JPMJTR1234 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

また、掲載するジャーナルの投稿システムにファンド情報を入力する欄がある場合には、ジャーナルの投稿規定等に従い、事業名や体系的番号等を入力してください。

## 7.22 ライフサイエンス分野のデータ公開について

「ライフサイエンス研究の研究力向上に向けて（中間とりまとめ）」（2024年7月31日）では、ライフサイエンスにおいてデータ駆動型研究が進展する中、世界の潮流を踏まえながらデータシェアリングを進めていくとともに、ライフサイエンス系のデータベース基盤を提供していくことが重要であるとされています。

この趣旨を踏まえ、本事業により新たに構築されるライフサイエンス分野のデータベース及びそれらに収載されるデータについては、ライフサイエンス研究における共用・利活用を促進するため、以下の統合的なツールへの登録・公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/">https://catalog.integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.iosciencedbc.jp/">https://dbarchive.iosciencedbc.jp/</a>
3	塩基配列情報他、ヒト試料を用いた研究成果データ全般	NBDCヒトデータベース	<a href="https://humandbs.dbcls.jp/">https://humandbs.dbcls.jp/</a>

## 7.23 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（2006年文部科学省告示71号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3Rの原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いいたします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いいたします。

○研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（2006年文部科学省告示71号）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06060904.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm)

## 7.24 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRPの中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、本事業で開発したバイオリソース（NBRPで対象としているバイオリソースに限ります）のうち、提供可能なバイオリソースを寄託（※）いただき、NBRPにおける収集活動にご協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRPで既に整備されているバイオリソース（動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報）については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用（保存・提供）を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

○NBRP中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>

## 7.25 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、2021年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、2025年4月時点で18件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達など、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトよりご覧いただけます。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

## 7.26 競争的研究費改革に関する記載事項

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2025」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

## 7.27 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、公的研究費の配分を受ける（予定を含む）研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）（※）の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

(2)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2026年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入いただき、委託研究契約締結前までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究参事官（研究環境担当）付 競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版チェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版チェックリストに係る手続きを2026年12月1日までに行ってください。

この手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関（研究費の配分を受けない協力機関等）については、チェックリストの提出は不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの提出に関する文部科学省ウェブサイト）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

## 7.28 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

### ○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

( i ) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

( ii ) 申請及び参加 ( ※1 ) 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者 ( 共謀した研究者も含む。 ( 以下「不正使用等を行った研究者」といいます。 ) ) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者 ( ※2 ) に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要 ( 不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等 ) を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題 ( 継続課題 ) への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 <sup>※3,4</sup>	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1	個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2	1以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
			② ①及び③以外のもの	2~4年
			③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され	1年

	るもの	
偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

### (iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、事業名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

## 7.29 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」については、現在継続実施中の制度の他、2026年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2025年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度については、下記のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 7.30 関係法令等に違反した場合の措置

研究を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## 7.31 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014年8月26日文科科学大臣決定)(※)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、2026年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Radから令和8年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結までに、文部科学省科学技術・学術政策局参事官（研究環境担当）付 研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和7年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和8年度版研究不正行為チェックリストを2026年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、原則として研究不正行為チェックリストの提出は不要です。（例えば、本格フェーズにおいて、委託研究開発費の配分を受けない参画企業等は、当該チェックリストの提出は不要です。）

研究不正行為チェックリストについては、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1420301\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00007.html)

（上記 URL は、令和7年度の提出依頼になります。チェックリストを作成いただく際には、対象年度の提出依頼をご確認ください。）

（※1）提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

（※2）文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に

応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加※資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年

	上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの		2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの		1～2年

※応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、2026年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2025年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案等の内容（不正事案名、不正行為の種別、事業名、不正事案の概要、JSTが行った措置等）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）

について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

### 7.32 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講するよう周知徹底していただくことが必要です。

### 7.33 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関するe-Rad上の情報（事業名、研究課題名、所属機関名、研究代表者名、研究者番号、予算額、実施期間、課題概要及び成果論文のメタデータ）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（2001年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトその他、JSTが運営するJSTプロジェクトデータベース（以下「PDB」といいます。<https://projectdb.jst.go.jp/>）及び研究課題統合検索（GRANTS、<https://grants.jst.go.jp/>）において公開すると共に、公開情報としてJST他の情報システムにも利用される場合があります。また、研究者から提出された研究成果報告書等のうち公開可能なものについては、PDBにおいて公開する場合があります。

### 7.34 e-Radからの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行うEBPMを徹底することとしており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る

間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

### 7.35 研究者情報のresearchmapへの登録について

本事業では、JST が運営する研究者情報データベース（researchmap※1）と連携した JST の研究プロジェクト管理システム（R3：アールキューブ※2）で、研究計画及び成果報告の提出を行っていただきます。また、researchmap のコミュニティ機能を用いて各種ファイルの配付やイベントの案内などの事業運営で活用します。面接選考の対象となった研究者の方、共同研究者の方には researchmap への登録が必須となりますので、未登録の方は早めの登録をお勧めします。

なお、researchmapで登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されております。積極的にresearchmapへの登録、業績情報等の入力・更新をお願いします。

※1 researchmap (<https://researchmap.jp/>) はJSTが運営する日本の研究者情報データベースとして 39 万人以上の登録があり、業績情報の管理・公開が可能です。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

※2 R3（アールキューブ）は、本事業に採択された研究者の皆様に使っていただく研究計画及び成果報告の電子システムです。

researchmapの登録状況の確認方法と新規登録方法、ログイン方法とパスワード再発行の法については、以下『researchmap クイックガイド（新規登録・ログイン）』をご参照ください。

[https://researchmap.jp/outline/rr\\_manual/quickguide.pdf](https://researchmap.jp/outline/rr_manual/quickguide.pdf)

また、自身の業績の登録方法、編集方法や、登録した業績データの出力方法など、その他の操作方法については以下『マニュアル・FAQ』をご参照ください。

<https://guide.researchmap.jp/index.php/Researchmap> 利用者マニュアル

採択後初めて R3 を利用する時点で、R3 利用規約及び R3 プライバシーポリシーに同意いただきます。

- ・ R3 利用規約

<https://r3.jst.go.jp/termsAndConditions.html>

- ・ R3 プライバシーポリシー

### 7.36 JSTからの特許出願について

本事業では事業の性質上、研究期間中に生じた発明等を権利化しないことは想定されませんが、以下の内容を参考までに示します。

研究機関が発明等を権利化しない場合、JSTがそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者からJSTに通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JSTが出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JSTは受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等をJSTが出願可と判断する場合には、研究機関とJSTとの間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

### 7.37 特許出願非公開制度について

特許制度では、特許権の付与とともに、特許出願された発明を一律に公開することで、更なる技術の改良の促進や、重複する研究開発の排除等を図っています。一方、特許出願非公開制度創設前は、我が国の特許制度は、ひとたび特許出願がされれば、安全保障上拡散すべきでない発明であっても、1年6ヶ月経過後には国が出願の内容を公開する制度となっていました。諸外国の制度では、このような発明に関する特許出願を非公開とする制度が設けられていることが一般的であり、このため、我が国においても「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保に関する法律（2022年法律第43号）（以下「経済安全保障推進法」といいます。）」において、一定の場合には出願公開等の手続きを留保し、拡散防止措置をとることとする特許出願非公開制度が設けられました。

経済安全保障推進法では、特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保するとともに、その間、公開を含む発明の内容の開示全般やそれと同様の結果を招くおそれのある発明の実施を原則として禁止し、かつ、特許出願の取下げによる離脱も禁止することとしています。経済安全保障推進法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

内閣府のウェブサイトで、特許出願非公開制度の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・内閣府：特許出願の非公開に関する制度

### 7.38 応募情報及び個人情報の取扱い

#### ○応募情報の管理について

応募書類等の提出物は、研究課題採択のための審査に利用します。審査には、不合理な重複や過度な集中を排除するため、JST の他事業や他機関における重複調査を行う場合も含み、重複応募等の有無確認を目的として、必要な範囲で選考等に係る一部情報を提供する場合があります。引き続き上述の情報を採択後の研究開発推進および研究終了後の事業運営の改善等に利用します。

不採択の課題提案に関する情報は、応募内容に関する秘密を厳守し、その一切を公表しません。

#### ○個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記の目的にのみ利用します。(法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ A-STEP の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 採択後は、契約手続き、説明会案内等、研究課題管理に必要な連絡に利用します。
- ・ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

「個人情報の保護に関する法律」について

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

## 第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

### 8.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

### 8.2 e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募にあたっては、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」といいます。）（<https://www.e-rad.go.jp/>）を参照し、詳細は別紙「e-Rad 入カマニュアル」を参考にしてください。

※e-Rad を利用するにあたっての各種申請手続きにつきまして、原則、紙の書類での申請は受け付けておりませんので、e-Rad ポータルサイトから各種申請の手続きをお願いいたします。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

#### (1) e-Rad 使用にあたる事前登録（<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>）

応募時までには研究機関及び所属研究者の事前登録が必要となります。

##### ①研究機関の登録申請

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、「研究機関の登録申請」（<https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>）から手続きを行ってください。

※登録まで日数を要する場合があります。2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

※一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。

※既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

##### ②部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

事務代表者は、①により入手した ID、パスワードで e-Rad にログインし、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者情報を登録し、事務分担者用及び研究者用の

ID、パスワードを発行します。

登録方法は、e-Rad ポータルサイト

([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html))

研究機関事務代表者用マニュアル「10.研究機関手続き編」「11.研究機関事務分担者手続き編」「12.研究者手続き編」を参照してください。

## (2) e-Rad での応募申請

ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_researcher.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html)) を参照してください。提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、JST 事業担当まで連絡してください。なお、配分機関が応募課題の管理を行うには、「受理」することが必要ですが、研究者による応募行為の完結という観点では、受理は必須ではありません。受付締切日時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

### <注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と提案様式の添付が必要です。

アップロードできる提案様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 30MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 事業担当へ問い合わせてください。

②応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。

## 8.3 その他

### (1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本事業の公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、選考状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	科学技術振興機構 A-STEP 募集担当 窓口	a-step@jst.go.jp
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060(ナビダイヤル) 9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

○A-STEP 公募ウェブページ：<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

## (2) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。